

# お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

## 高度障害保険金・高度障害年金

### お支払い できる場合

事故により中枢神経系に著しい障害を残し、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態となり回復の見込みがない場合

### お支払い できない場合

事故により中枢神経系に著しい障害を残し、食物の摂取、排便・排尿・衣服着脱・入浴に関しては他人の介護を要する状態となるも、起居・歩行は他人の介護なく行うことができる場合

## 解説

- 被保険者が責任開始時以後の疾病または傷害を原因として所定の高度障害状態になられたとき、高度障害保険金・高度障害年金をお支払いします。（商品によっては、保険料の払込みを免除する場合があります。）  
約款に定める高度障害状態とは、その障害について回復の見込みがない状態をいいます。
- 「高度障害状態」とは、つぎのいずれかの状態をいいます。
  1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
  2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
  3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
  4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
  5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- 高度障害保険金・高度障害年金のお支払い（もしくは保険料払込免除）の対象となる高度障害状態とは約款所定の状態をいい、身体障害者福祉法や国民年金法に定める状態、公的介護保険制度に定める要介護状態等とは異なります。